

平成22年11月 戦略的国際科学技術協力推進事業(共同研究型) 事務処理マニュアルに関する主な改訂項目(大学等)

頁	区分		標題	主な変更点
6	Ⅲ	1	委託研究費の執行にあたって	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費の管理・監査ガイドラインに基づき、合目的性・適正性に配慮しつつ、研究機関の責任において研究費管理を実施して頂くことを明記 研究機関の規定及び科学研究費補助金の取り扱いに準拠することで差し支えない旨を明記
7	3	2)	各予算費目の執行に係る指針	<ul style="list-style-type: none"> 経費執行の全般にわたって、研究機関の規程に沿って適切に判断頂くこととする旨を追記 研究機関の規定及び科学研究費補助金の取り扱いに準拠することを明記 事業特有のルールが設けられている点については、そのルールに従う必要があることを明記
		②	iv 旅費支出に際しての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 学生旅費の取り扱いについては、JSTが個別判断を行うとしてきた点を改め、教育目的は不可とするものの、研究機関の判断に委ねる旨に修正
8		③	ii) 委託研究費(直接経費)での雇用対象	<ul style="list-style-type: none"> 非専従の雇用の場合に提出を求めてきた従事日誌等の提出を一律不要(各機関で適切に処理すること)として取り扱いを修正
9				<ul style="list-style-type: none"> 従前、提出を求めてきた「エフォート率申告書」について、機関の人事責任者が適切に保管することでJSTへの提出を不要とすることとして取り扱いを修正 従前、提出を求めてきた「エフォート率報告書」について、収支簿提出の省略が認められる場合には、機関の人事責任者が適切に保管することでJSTへの提出を不要とすることとして取り扱いを修正 従事状況に関する本人へのヒヤリング、研究ノート確認は、JSTではなく機関が適宜行うこととして修正
		iii)	雇用に際しての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 支出不可の具体例として、委託契約締結前の人件費、研究担当者の人件費を明記
		④	[1] 会議費について	<ul style="list-style-type: none"> 飲食費について、金額・参加者の妥当性を研究機関が適切に判断頂くこととする旨を追記
10		[4]	研究実施場所借上経費について	<ul style="list-style-type: none"> 従前、間接経費からの支出を原則とし、直接経費から支出する場合には一定の要件を満たす必要があるとしていたものを、研究遂行上の必要性等により機関の判断で直接経費からの支出が可として取り扱いを修正
11		4) ③	直接経費の収支管理	<ul style="list-style-type: none"> 収支簿の提出の省略が認められる場合があるものとして取り扱いを修正。但し、収支簿提出を省略する場合も、研究機関において収支簿の作成及び保管義務があることを合わせて明記。
13	4	4)	(間接経費の)留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 直接経費の執行残額が生じる場合に、相応する間接経費の返金が必要になる点を明記

平成22年11月 戦略的国際科学技術協力推進事業(共同研究型) 事務処理マニュアルに関する主な改訂項目(大学等)

頁	区分			標題	主な変更点	
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 間接経費の支出にあたっては、適正な執行を証明する証拠書類の整備が必要である旨を明記 	
17	8	1)	①	収支簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科研費同様の条件でJST課題の内部を監査行う場合には収支簿の提出の省略が認められるとして取り扱いを修正。但し、収支簿提出を省略する場合も、研究機関において収支簿の作成及び保管義務があることを合わせて明記。 	
		3)	④	省略記載の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支簿の提出の省略が認められる場合には、収支簿の記載省略を機関の裁量により可能とすることとして取り扱いを修正。 	
20	10	4)		研究費の不正な使用等に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費の不正使用等を行った場合、本事業の研究の一部又は全部の中止等の措置のあることを明記 	
		5)		研究活動の不正行為に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の競争的資金における不正使用等が後日判明する場合、処分決定日に遡って処置できることを明記 	
21	11	1)		各種報告書等の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支簿の提出が省略可能となる場合のあることを記載(提出省略の場合であっても作成が必要である旨は注記) ・ 従前、提出を求めてきた「エフォート率申告書」について、機関の人事責任者が適切に保管することでJSTへの提出を不要とする旨を記載 ・ 従前、提出を求めてきた「エフォート率報告書」について、収支簿提出の省略が認められる場合には、機関の人事責任者が適切に保管することでJSTへの提出を不要とする旨を記載 ・ 従前提出を求めてきた「事前チェックリスト」の提出を、収支簿提出対象であるか否かを問わず全件提出省略するものとして取り扱いを修正。但し、報告書等の提出にあたっては、チェックリストによる内容の確認を必ず実施することを合わせて明記。 	
22		2)		委託研究費の返還について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託研究費の返還期限を4/1としている点について、可能な限り3月末までの入金頂きたい旨を追記 	
23	12	1)		額の確定(委託研究費の精算)方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「額の確定」の文言を「精算」と並記して記載 ・ 額の確定(委託研究費の精算)の方法を具体的に記載 	
		2)		書面調査と実地調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科研費同様の条件でJST課題の内部を監査行う場合には収支簿の提出の省略が認められ、実地調査も行わないこととして取り扱いを修正。但し、収支簿提出を省略する場合も、研究機関において収支簿の作成及び保管義務があることを合わせて明記。 	
		3)		支出計上が不適切と見なされる事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支簿提出省略によりJSTが直接否認するのではなく、各機関の判断に委ねられるケースが増加することを踏まえ、「過去の否認事例」を「支出不適切な事例」として整理 	
27	IV	2	4)	①	判明時期に応じた繰越の取り扱いの相違について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期中に判明する次期繰越を機関に滞留させることなく、JSTによる効率的な資金管理が確保されるよう、JST繰越制度の趣旨を整理して記載
				②	資金管理状況の確認について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前の戦略的国際科学技術協力推進事業(共同研究型)では規定していなかった四半期毎の予算執行状況を、JSTが求める場合に「支出状況等報告書」によりJSTへ報告することとする。

平成22年11月 戦略的国際科学技術協力推進事業(共同研究型) 事務処理マニュアルに関する主な改訂項目(大学等)

様式番号	様式名	主な変更点
経理様式1	委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)	・ 様式右中にあった委託研究費記載欄について不要と考えられるため削除
経理様式2	収支簿	・ 様式右中にあった委託研究費記載欄について不要と考えられるため削除
経理様式9	事前チェックリスト	・ 従前、提出対象としていた本様式を提出省略として自己点検用とし、内容を見直し